

北総地第 827 号
令和 5 年 11 月 13 日

神戸北町 WEB プロジェクト
横山 和之 様

北区長 金本 忠義

後援名義使用承諾書

先にご依頼のありました行事について、下記のとおり北区役所の後援名義を使用することを承諾します。ただし、後援名義の使用にあたっては、承諾に際しての遵守事項等を必ず守ってください。遵守されない場合は、後援名義使用の承諾を取り消します。

記

1. 後援名義使用を承諾する行事

名称	神戸北町 WEB プロジェクト
主催	神戸北町 WEB プロジェクト
日時	令和 5 年 11 月 15 日(水) ~ 令和 6 年 11 月 14 日(木) (365) 日間 : ~ :
場所	神戸市北区 日の峰地区、桂木地区、大原地区
内容	現在、日の峰地区、桂木地区、大原地区の 3 地区を合わせて神戸北町と呼ばれているが、1987 年の町開きより約 40 年が経過。嘗ての地域ブランドが衰えてきている。未来に向かい活性化と先進性ある町にするため 3 地区合同で WEB 制作と ITC 化を図ることを目的としている。
入場料	無料

【裏面もお読みください】

原則として、以下2~4の要件すべてに該当するものであること。

2. 後援名義の使用承諾に係る要件

- ① 団体で行う行事であること。
- ② 広く市民に公開されていること。
- ③ 政治的中立であり、宗教的活動でないこと。
- ④ 営利行為は行わないこと。
- ⑤ 組織・活動歴等から、今後、継続的な活動が見込めるもの

3. 後援名義の使用許可条件

- ① 後援名義のあることを理由に、勧誘等をしないこと。
- ② 後援名義の使用許可は、チラシ・パンフレット類の配布についての、格別の便宜・配慮を意味するものではない。

4. 承諾に際しての遵守事項等

- ① 後援名義は承諾された事業以外に使用しないこと。
- ② 後援名義の使用は、承諾した日から行事の開催日までとすること。
- ③ 事業計画を変更する場合は届け出ること。
- ④ 事業終了後は、すみやかに報告書（別紙）を提出すること。